

## 第2回訪問理美容サービスガイドライン作成委員会 議事録

### 1. 出席者（敬称略）

委員長：	株式会社ミライプロジェクト 代表取締役 山際 聡	1名
委員：	株式会社高齢者住宅新聞社 代表取締役社長 網谷 敏数 NOTICE 主宰 メイクアップセラピスト 大平 智祉緒 公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長 大山 知子 一般社団法人全国介護事業者連盟 理事長 斉藤 正行 株式会社オークボ 代表取締役社長 須山 裕二 公益社団法人全国有料老人ホーム協会 理事長 中澤 俊勝 株式会社 un. 副社長 星野 祐太（代表取締役社長 湯浅 一也代理）	7名
事務局：	株式会社ミライプロジェクト 大倉 武彦 株式会社ミライプロジェクト 大井川 匠 株式会社ミライプロジェクト 中村 真未	3名
合計：		11名

### 2. 日時

2021年1月14日（木） 14:00～16:00

### 3. 場所

株式会社ミライプロジェクト 会議室（東京都渋谷区神宮前1-15-15 タガミ神宮前ビル2階）  
Zoomにて実施

### 4. 議題

No	議題
1	委員長挨拶
2	委員ご出席確認
3	令和2年度ヘルスケアサービス社会実装事業費補助金 ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業（業界自主ガイドライン等策定支援）補助事業について
4	「訪問理美容サービス提供事業者に対するガイドライン」初版の内容確認
5	ガイドラインの改定① 感染症対策項目追加の確認と承認
6	ガイドラインの改定② ケアビューティーサービスへの範囲拡大
7	次回議題

### 5. 資料

資料1	議事次第
資料2	訪問理美容サービスガイドライン作成委員会 委員名簿
資料3	第2回 訪問理美容サービスガイドライン作成委員会 説明資料
資料4	訪問理美容サービス提供事業者に対するガイドライン

## 6. 議事

### 1 委員長挨拶

- 委員長より、緊急事態宣言下でのご参加のお礼や本日の流れの説明を含め、ご挨拶を行った。

### 2 委員ご出席確認

- 委員メンバーのご出席確認を行った。

### 3 令和2年度ヘルスケアサービス社会実装事業費補助金 ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業（業界自主ガイドライン等策定支援）補助事業について

- 資料3、P6～8にて、本補助事業について再確認を行った。

### 4 「訪問理美容サービス提供事業者に対するガイドライン」初版の内容確認

- 初版のガイドライン（資料4）について、完成から時間が経過しているため、改めて内容の要点確認を行った。

### 5 ガイドラインの改定① 感染症対策項目追加の確認と承認

- 第一回委員会において、感染症対策項目案について委員メンバーからご意見をいただいた、それを反映させた資料5の読み合わせを行った。
- 追加・修正・削除箇所は赤字で示してある。ガイドラインには「4-5」の項目として加え、詳細は補足Bとして記載する。
- 委員の方々に以下のご意見をいただいた。
  - 訪問者側の対策内容が中心になっている。受け入れを行う施設側も十分な対策が必要なため、その観点での記述や考え方も必要。
  - ガイドラインには訪問者側と施設側の両面についての記載があるのだが、どちら側の対策なのかを混合した記載になってしまっているため、分けるとわかりやすい。
  - 「訪問前」の内容が、自宅から訪問前までに限定されている。実際は日々の生活における対策も非常に重要なため、その点も記載してほしい。（ホテル等で行っているチェックリストの項目のようなイメージ）
  - ドクターの意見を踏まえて中身を作っている対策項目なので、現場の考えとして伝えはするものの、すべてを反映しなくても問題ないので、事務局で判断してもらいたい。
  - 理美容業者に対し、もっと緊張感を促すような記述があってもよいと思う。緊急事態宣言は、今回よりも前回のほうが緊張感があった。疲れたり、慣れたりしてしまっている面があるので、理美容のプロとしては、施設側が求める以上のことを行う必要があるし、その意識づけをしたほうがよいと思う。

- 自社では、検温表を施設に提出する際に、海外渡航歴がないこと等をまとめたチェックリストも提示している。
- 感染が急拡大している地域とそうでない地域とでは対策が異なるが、本対策項目案ではそれが混在しているように感じる。あまりに細分化・具体化しすぎても大変なので「施設との調整・すり合わせを行う」という文言を入れておくのがよいと思う。  
→通常の対策を想定しているが、施設側との調整は必要なので、文言は検討を行いたい。（事務局）
- 感染者がいない施設への訪問が前提であり、感染者がいる施設であれば行かないという方針を明記することも検討してほしい。
- 方針を明記することには賛成である。クラスターが発生した施設にはいかない、と明記したほうが良いと思う。  
→訪問しない条件についても記載する。（事務局）
- 検査中の方や、濃厚接触者がいる施設については、訪問停止している。ただ、ルールも重要ではあるが、大前提は施設様のご意向なので、それもガイドラインに盛り込んでもらいたい。

→修正を加えたものをもとに事前に個別コミュニケーションをとらせていただき、そのうえで第3回委員会で承認をとらせてもらう流れで進めたい（事務局）（一同合意）

## 6 ガイドラインの改定② ケアビューティーサービスへの範囲拡大

- 2つ目の改定項目である、ケアビューティーサービスへの範囲拡大についての背景説明を改めて行った。
- ガイドラインには「3-1」の注釈を変更することで内容反映させたい。
- 委員の方々に以下のご意見をいただいた。
  - まず、理美容師免許が必要なもの、不要なものがあるが、この点についての事務局の見解を聞かせていただきたい。  
→メイクセラピーは、メイクの施術が主ではなく、コミュニケーションやセラピーを通じたADLやQOL向上が目的。そのため、美容をなりわいとする業務に該当しないと考えている。また、物販を目的とするメイクやレクリエーション美容施術自体が目的ではないので理美容師免許がなくてもよい。（事務局）
  - 訪問理美容師だけではなく、ネイリストやエステティシャンも、このガイドラインの範囲に含めるのであれば、様々な箇所に影響を与えるのではないか。
  - フットケアの爪切り・足裏角質ケアまで範囲に含めるのは、医療行為にからむおそれがあるのではないか。
  - フェイシャル、リンパマッサージ、ハンドケアなどは喜ばれるが、オシャレ系に広げすぎると煩雑になってしまうのではないか。在宅ではニーズありそうだが、施設ではそうともいえない。対象をどこまでにするのか決める必要がある。
  - 理美容師が行うサービスとして考えるのならよいのだが、看護師やネイリスト

などが提供するサービスも含めて考えると、検討することが多岐にわたるので、理美容師の範囲で検討するのがよいのではないか。

- 「ケアビューティー」というものへの認識自体、人それぞれ異なる。介護現場で行う美容サービス全般ととらえることもできるし、「ケア」としてのサービスとしてとらえることもできる。この2つを混合してガイドラインにするのは無理があるのではないか。現在、一人ひとりにケアプランをたててサービス提供を行っており、実態としてはリハビリや社会復帰支援に近い。介護現場で行う美容サービスとは似て非なるものなので、整理する必要があると思う。
- 理美容師は専門学校でメイク、ネイル、エステなど学ぶようになってきている。理美容サービスのみではなく、ケアビューティーサービスに範囲を広げるのはよいことだと思う。  
→適用範囲や対象について、事務局で改めて整理をし、個別にご意見を賜りたい。（事務局）

## 7 次回議題

- 2021年2月9日(火) 14:00～16:00
- 議題：修正版ガイドラインの確認と承認

以上